

第32回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年12月26日(火)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後2時55分
2. 場 所 名取市役所6階 第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に対する意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法第4条の規定による届出について
(3) 農地貸借借権解約について
(4) 農地使用貸借権解約について
(5) 農地の現状変更届出について
5. 出席委員(26人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 相澤 喜美 3番 洞口 ゆかり 4番 武田 由美子
 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和 7番 入間川 康弘
 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳 10番 布田 順一
 11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治 13番 松浦 朋子
 14番 引地 長一
欠席委員 2番 今野 一忠
推進委員 2番 山路 康則 3番 長田 幸夫 4番 菅野 弘一
 5番 齋 重昭 6番 遠藤 勝典 7番 橋浦 福男
 8番 三浦 裕一 9番 櫻井 勉 11番 西山 剛
 12番 松浦 崇 13番 松浦 正博 14番 相澤 早苗
欠席推進委員 1番 大内 伸一 10番 武藤 光雄
6. 事務局出席職員
事務局長 松野 晴美 局長補佐 松浦 良勝 主査 伊藤 政文
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第32回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから、名取市農業委員会第32回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員12名、計26名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

12番 昆布谷 功治 委員 13番 松浦 朋子 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。布田順一代表委員、説明をお願いします。

3班代表委員（布田順一委員）

第3班代表委員の布田順一です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年12月26日提出。

なお、本議案は、貸付人別に3案件に分かれています。借受人と転用目的は同じものなので、先ず案件ごとに申請内容を報告し、現地調査結果については最後にまとめて報告させていただきます。

番号1、大字・字・地番は、手倉田字志村771番1の一部、地目は登記・現況共に田、登記面積254㎡のうち86㎡外3筆、外3筆の地目は登記・現況共に田、登

記面積39.93㎡のうち29㎡、面積合計115㎡です。転用目的は、鉄塔敷地舗装補修に伴う工事用地（一時転用）です。貸付人・貸受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定で、賃借期間は許可日より令和6年3月29日まで。賃料は、1㎡あたり45円です。工事用地及び資・機材の運搬路として使用します。

番号2、大字・字・地番は、手倉田字志村741番1の一部、地目は登記・現況共に田、登記面積449㎡のうち180㎡外3筆、外3筆の地目は登記・現況共に田、登記面積237㎡のうち54㎡、面積合計234㎡です。転用目的は、鉄塔敷地舗装補修に伴う工事用地（一時転用）です。貸付人・貸受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定です。賃借期間は許可日より令和6年3月29日まで。賃料は1㎡あたり45円、工事用地及び資・機材の運搬路として使用します。

番号3、大字・字・地番は、手倉田字志村740番1の一部、地目は登記・現況共に田、登記面積1,212㎡のうち188㎡ほか外4筆、外4筆の地目は登記・現況共に田、登記面積150㎡のうち149㎡で、面積合計337㎡です。転用目的は、鉄塔敷地舗装補修に伴う工事用地（一時転用）です。貸付人・貸受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定です。賃借期間は許可日より令和6年3月29日まで。賃料は、1㎡あたり45円です。工事用地及び資・機材の運搬路として使用します。

位置図・公図につきましては、議案書2ページから4ページ、農地法第5条の判断基準及び土地利用計画については、担任委員会資料1ページから6ページをご覧ください。これら3案件の申請地は、国立仙台高等専門学校名取キャンパスや宮城県立がんセンターがある野田山の南側に入り込んでいる水田の上を、送電線が走っております。南西から北東に走っている送電線の鉄塔敷地の舗装補修工事用地並びに運搬路として一時転用するものです。一昨年の福島沖地震などで、鉄塔敷地部分を四角くコンクリートで固めた土台部分に何か所も大きく亀裂が入り、中から草が生えたり崩れたりしたための舗装補修工事です。全体で4か所計画されたうち愛島地内の2か所は、今年1月の総会にかかりました。工事は昨年度中に完了し、残りの手倉田地内の2か所が今回の申請となります。当該地には現在作付けはなく、耕作者からの同意書は整備されております。工事に際しては、農地に車両を乗り入れる部分に鉄板で養生を行い、撤去後は耕耘して返却する計画です。また、工事内容に掘削等はないことから、土砂の流出など環境への悪影響の恐れはないものと考えます。なお、名取市建設部土木課との道路占用の協議は、先々週に許可済とのことです。

議案第1号から第3号につきましては、12月22日、担任委員会で現地調査を行い、借受人から委任された代理人から実情を聴取しました。その結果、担任委員会資料1、3、5ページの農地転用許可基準及び審査内容のとおり、農地の区分と転用に

については、問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の西山剛委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（西山剛推進委員）

議案第1号1番から3番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。工事用地として、農地を一時転用するものであり、現状復帰について、撤去後は耕耘し返還することを確認しましたので、問題はないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。布田順一代表委員、説明をお願いします。

○ 3班代表委員（布田順一委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年12月26日提出。

番号1、大字・字・地番は、手倉田字志村728番1、地目は登記・現況共に田、登記面積は2,953㎡、手倉田字志村728番2、地目は登記・現況共に田で、登記面積は32㎡、手倉田字志村728番3、地目は登記・現況共に田で、登記面積は7.29㎡、面積合計2,992.29㎡です。権利種別は売買で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は73a、世帯員4人、労力人は3人です。備考として売買、10aあたり価格は330,000円、総額で1,000,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の7ページ、農地法第3条の判断基準については、担任委員会資料7ページをご覧ください。申請地は、議案第1号2番及び3番に係る鉄塔から農道を挟んだ西側に位置しています。譲渡人は夫の死亡で営農が困難

となったため離農を決意し、夫の実家である譲受人が当該農地を買い取ることになったものです。

番号2、大字・字・地番は、手倉田字堰根601番、地目は登記・現況共に田で、登記面積1,036㎡、手倉田字堰根602番、地目は登記・現況共に田で、登記面積は1,053㎡、面積合計2,089㎡です。権利種別は贈与で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は20a、世帯員6人、労力人3人です。備考として贈与は後継者への贈与です。

位置図・公図につきましては、議案書8ページ、農地法第3条の判断基準については、担任委員会資料7ページをご覧ください。申請地は、地図で説明するのは難しいのですが、国立仙台高等専門学校名取キャンパスと名取市立増田西小学校を結んだ中間に位置する水田です。本案件は、このあと報告事項(3)の3番で報告されるのですが、報告事項(3)にありますとおり農業経営基盤強化促進法による利用権を解約し、後継者へ贈与するものです。

番号3は、取下げのため削除です。

番号4、大字・字・地番は、高館熊野堂字八ツ口13番1、地目は登記・現況共に田、田でございますが、実際に現地を見ますと畑の状態となっております。登記面積は184㎡で、権利種別は売買、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は195a、世帯員3人、労力人は2人、備考として、売買の10a当たりの価格は272,000円、総額で50,000円です。

位置図・公図については議案書10ページ、農地法第3条の判断基準については、担任委員会資料7ページをご覧ください。申請地は高館の名取川に近い所なのですが、目標物が無いため少し細かくなります。東西に走る市道八ツ口線という道路があるのですが、その道路と南北に走る市道筒角堤防線と市道八ツ口前線と交差する地点の間地点から北へ入った生活道路の西側に隣接する、現況畑の農地です。譲受人本人より当日話を聞いたのですが、30年程前、譲渡人の父と土地を交換することで合意していましたが、相手の死亡と相続の混乱もあって立ち消えていました。しかしその約束もあって、その当時から譲受人は畑として使わせていただき、特に問題とはならず、現在に至っていました。譲渡人はその経過を知らなかったようでしたが、今回改めて譲渡人と話し合い、今までの経過を理解してもらい、売買を合意したとのことでした。

番号5、大字・字・地番は、下増田字台林277番、地目は登記・現況共に畑で、登記面積は983㎡、下増田字台林278番、地目は登記田・現況畑で、登記面積は、983㎡、下増田字台林279番1、地目は登記田・現況畑で、登記面積は814㎡、面積合計2,780㎡です。権利種別は贈与で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は932a、世帯員5人、労力人3人で、贈与は後継者への贈与です。

位置図・公図については、議案書11ページ、農地法第3条の判断基準は、担任委員会資料7ページをご覧ください。本案件は、譲渡人が経営する美食農園ラ・ファータセカンド北釜ハウスの北側に隣接する3筆を後継者へ贈与するものです。譲受人は、そこでトウモロコシの試験栽培を計画しています。

議案第2号の各案件につきましては、12月22日、担任委員会で現地調査を行い、申請人に実情を聴取したところ、農地法第3条の判断基準でお示しの通り、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。なお、後継者への贈与に係る案件の2番と5番については、担任委員会において、ほ場は事務局があらかじめ現地を見分し撮影した写真を以て確認し、実情調査は省略しました。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の西山剛委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（西山剛推進委員）

議案第2号1番、2番、4番、5番につきましては、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。1番、4番は、経営規模拡大による申請で、2番、5番は、後継者への一部贈与であります。いずれも適切に管理することです。

1番、2番、4番、5番の許可について、問題はないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明がありました。この案件についてご質問等はございませんか。

○ 1番（相澤喜美委員）

5番について、質問します。議案書11ページの公図を見させていただきますと当該地の周辺は、ほとんど同一の譲渡人所有農地となっていて、今回後継者へ贈与するのは、ごく一部のようなのですが、これは今後順次贈与がなされていく予定なのか、なぜこの場所が今回の贈与の対象なのか教えてください。

○ 議長（大友正一会長）

贈与はどうしてこの場所なのか、これから順次贈与がなされていくのかについての質問ですね。事務局、よろしくをお願いします。

○ 事務局（伊藤主査）

この場所につきましては、昨年7月の総会で現状変更の報告をした土地で、本来であればトマトの栽培ハウスを建てる計画としていました。しかしながら、事業経費の関係で半分程度しか実施できていない状況だということで、今年度、その土地を遊ばせておくわけにはいかないの、後継者である譲受人が、試験的にトウモロコシを作ったところ、その作付け状況に少し手ごたえを感じたということです。事業経費の見込みがいたら将来的にはハウスでのトマト栽培をするそうです。しかし、当分の間はトウモロコシの作付けを後継者である譲受人自身が責任を持って管理していくという意気込みがあり、今回の3筆について、贈与し運営していき

いという考えでありました。今後の計画的な贈与なのかについては、そこまでは確認しておりませんが、この土地についてはそのような経緯で、今回申請されております。

○ 議長（大友正一会長）

よろしいでしょうか。私も地元の農業委員として現地を見てきています。ハウス寄りの地番より少し土盛りをして、トウモロコシ等露地的なものをやりたいということです。更地にしておくよりはその方がいいのではないかとのことです。以前、私から、いつまでも残土が盛られたままの状態であったので、整地するよう促した経緯がありました。現在はきれいに整地されています。相澤委員、よろしいでしょうか。

○ 1 番（相澤喜美委員）

はい

○ 議長（大友正一会長）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号の議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、挙手全員ですので議案第2号は原案のとおりは挙手をお願いします。

「挙手全員」でありますので、議案第2号は、原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書12ページをご覧ください。議案第3号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」、このことについて、令和5年12月7日、「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和5年12月26日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規13件90,930㎡、更新10件53,090㎡、

合計23件114,020㎡。

2 利用権を設定する土地

田93筆133, 889㎡、畑13筆10, 131㎡、
合計106筆144, 020㎡。

3 利用権を設定する土地

- ① 利用権の種類。賃借権設定19件、所有権移転4件。
- ② 賃借権の存続期間。2年1件、3年11件、5年7件。
- ③ 借賃(10a当り)。25kg2件、30kg5件、40kg9件、60kg3件。
- ④ 所有権移転の売買総額。312,000円1件、978,000円1件、
1,136,000円1件、1,600,000円1件。
- ⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和5年12月26日予定。

5 詳細につきましては、議案書13ページから18ページのとおりです。

○ 議長(大友正一会長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご質問はございませんか。
[「なし」の声あり]

○ 議長(大友正一会長)

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長(大友正一会長)

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項(1) 農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項(2) 農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項(3) 農地賃貸借権解約について》

《報告事項(4) 農地使用貸借権解約について》

《報告事項(5) 農地の現状変更届出について》

○ 議長(大友正一会長)

次に、報告事項(1)「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項(2)「農地法第4条の規定による届出について」、報告事項(3)「農地賃貸借権解約について」、報告事項(4)「農地使用貸借権解約について」、報告事項(5)「農地の現状変更届出について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局(松浦局長補佐)

別紙議案書により報告事項(1)から(5)について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 議長(大友正一会長)

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありました。

それでは、報告事項（１）から報告事項（５）までについて承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（伊藤主査）

10月の総会時に報告事項（４）所有者不明農地の公示について、9月29日付で公告をしている件です。その後2ヶ月経過し、結果、どなたからも申出はありませんでした。よって、2かヶ月経過したことにより、次のステップとして、中間管理機構にその旨を報告しております。先月、中間管理機構の方が来局し、今後の手続きについて打ち合わせをしました。今の段階では最大40年の利用権設定ということが謳われておりますが、10年程度の設定でということでした。今回の手続きは、他に東松島市、丸森町も同様な案件があり、中間管理機構としても初めてのケースということで担当者も勉強しながら対応するとのことでした。遅くとも年度内に解決をしたいという意気込みでしたが、結構時間がかかるのではと考えております。

○ 議長（大友正一会長）

時間を要するということですね。

他にございませんか

○ 事務局（松野局長）

〔1月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

〔総会終了後、令和6年度農業労働賃金標準額設定第1回小委員会を開催することについて連絡を行った。〕

〔農地利用最適化推進委員の公募について、定員に達した旨の報告を行った。〕

〔12月18日（月）開催、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会についての報告を行い、今後の予定について説明した。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第32回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後2時55分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和5年12月26日

名取市農業委員会
議長

大友 正一

署名委員12番

昆布谷 功治

署名委員13番

松浦 朋子